

小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例

小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例を別紙のように制定する。

令和5年2月17日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

小金井市立保育園の役割及び在り方について、調査審議するための機関を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例

(設置)

第1条 小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図るため、小金井市内の保育施設の状況を踏まえ、専門的かつ幅広い視点から今後の小金井市立保育園の役割及び在り方を検討する小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、小金井市立保育園の役割及び在り方について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保育に関する事業に従事する専門職者 2人以内
- (3) 小金井市立保育園を利用する児童の保護者 2人以内
- (4) 公募による市民 3人以内
- (5) 小金井市内の保育関係団体代表者 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が第2条の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として公開する。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に基づく答申を終えた日をもって、その効力を失う。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

市立保育園の在り方検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。